## 不動産担保付消費者ローン 一信たすけ

平成27年11月20日現在

<b>立</b> 口 夕	不動産担保付消費者ローン 一信たすけ
商品名	
ご利用いただける方	<ul> <li>・申込時の年齢が満20歳以上満60歳未満の方</li> <li>・同一勤務先で勤務年数が2年以上の給与所得者または2年以上事業を行っている個人事業者の方</li> <li>・前年年収が250万円以上の方</li> <li>※個人事業者における年収は事業所得+青色申告控除額+減価償却費とします</li> <li>※給与所得者、個人事業者とも同居のご家族の収入の50%を加算可</li> </ul>
資金使途	現在返済中のローン・クレジット等の借換資金 (一部消費生活資金を含む) 但し、借換資金は原則当金庫から借入先へ直接振込させて頂きます
ご融資限度額	100 万円以上 2,000 万円以内 (10 万円単位)
ご利用期間	1年以上 20年以内 但し最長満70歳以内(満70歳の誕生日まで)
ご融資利率	金額段階別に下表の2通りとします
	ご融資額 ご融資利率
	100万円 ~ 490万円 年8.9% (生保料込)
	500 万円 ~ 2,000 万円 年 6.9% (生保料込)
ご返済方法	① 毎月元利均等割賦返済とし、ボーナス併用による返済も可能です ② 元金返済の据置はありません
担保	不動産担保を徴求致します(普通抵当権) 原則、南九州信用金庫協会の団体信用生命保険に加入して頂きます。
保証人	① 保証能力のある方を1名以上連帯保証人とします ② 家族収入合算者は必ず連帯保証人とします ③ 担保提供者は原則として連帯保証人とします
その他	給与所得者においては、原則として当金庫に給与振込を設定して頂きます
苦情処理措置 紛争解決措置	・苦情処理措置本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または総務部(9時~17時、電話: 096-355-6112)にお申し出ください。 ・紛争解決措置熊本県弁護士会(電話:096-325-0913)、鹿児島県弁護士会(電話: 099-226-3765)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)ーもあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部若しくは全国しんきん相談所にお問合わせください。

## 1 熊本第一信用金庫